

# 規約改正(案)

令和5年度5月総会にてPTA会則を以下のとおり改正します。

## 1. 会費の徴収単位の変更(第8条)

### ① 変更理由

PTAが保護者と教職員からなる組織のため、徴収単位を生徒数にすることは相応しくないと考えるため。

### ② 会則変更箇所

下線で示す部分を変更する。承認を得られた場合は、6月からとする。

(旧)

第8条	会員は所定の会費を納めるものとする。 ・会費は1ヶ月400円とする。(ただし生徒1人につき)
-----	---

(新)

第8条	会員は所定の会費を納めるものとする。 ・会費は1ヶ月400円とする。(ただし <u>1世帯</u> につき)
-----	---

## 2. 校外委員会の人数および選出方法の変更(第28条)(第30条)

### ① 変更理由

現行の各地区より校外委員を選出する方式にあるデメリット(地区間の人数の差、委員選出の集まりを個別に開催することの委員さん負担と参加率の悪さ)を解消するため。

また、小学校のように登校班がない中学校では地区ごとに校外員を配置する必要性もない事が確認できたため。

### ② 会則変更箇所

赤字で示す部分を変更する。

(旧) ※変更箇所のみ抜粋

第28条	常任委員会の任務は次の通りとする。 ニ. 校外委員会 ・生徒の健全な育成を目指すとともに関係機関と協力し、生徒の自主的集団活動の援助をする。 ・学校の校外指導の援助(パトロール等)をする。 ・PTAの地区活動への協力をする。
第30条	常任委員会の選出は下記の方法により行う。 ・各委員会より最低3名を選出する。選出された委員は次の委員会に所属する。 学年委員会・広報委員会・保健厚生委員会 ・各地区により校外委員を1~2名選出する。選出された委員は校外委員会に所属する。

(新) ※変更箇所のみ抜粋

第28条 常任委員会の任務は次の通りとする。

二. 校外委員会

- ・生徒の健全な育成を目指すとともに関係機関と協力し、生徒の自主的集団活動の援助をする。
- ・学校の校外指導の援助（パトロール等）をする。
- ・地区を問わずPTAの地区活動への協力をする。

第30条 常任委員会の選出は下記の方法により行う。

- ・各委員会より最低3名を選出する。選出された委員は次の委員会に所属する。

学年委員会・広報委員会・保健厚生委員会・校外委員会

- ・~~各地区により校外委員を1～2名選出する。選出された委員は校外委員会に所属する。~~

### 3. 附則の変更（第36条以降）

#### ① 変更理由

附則が条文化されており、文書のつくりとして適当ではないため。（内容の変更は無し）

#### ② 会則変更箇所

(旧)

#### 第9章 附 則

第36条 この会の規約の変更は総会において会員の過半数の同意がなければ改正しない。

第37条 会の運営に関し、必要な規則は規約に反しない限り、実行委員会の議決によって決める。

第38条 この規約は昭和56年5月30日より実施する。

第39条 昭和60年2月8日規約の一部（第30条）を改正する。

第40条 昭和62年2月規約の一部（第30条）を改正する。

第41条 平成6年2月28日規約の一部（第19条と第25条の2）を改正する。

第42条 平成7年2月規約の一部（第30条）を改正する。

第43条 平成11年2月規約の一部（第8条、第22条、第27条）を改正する。

第44条 平成23年3月規約の一部（第8条）を改正する。

第45条 平成24年2月規約の一部（第25条、第28条、第30条）を改訂する。

第46条 平成27年2月規約の一部（第27条）を改訂する。

第47条 令和2年2月規約の一部（第30条）を改定する。

(新)

#### 第9章 会則の改廃

第36条 この会の規約の変更は総会において会員の過半数の同意がなければ改正しない。

第37条 会の運営に関し、必要な規則は規約に反しない限り、実行委員会の議決によって決める。

#### 附 則

- ・この規約は昭和56年5月30日から制定施行する。
- ・昭和60年2月8日規約の一部（第30条）を改訂し施行する。
- ・昭和62年2月規約の一部（第30条）を改訂し施行する。
- ・平成6年2月28日規約の一部（第19条と第25条の2）を改訂し施行する。
- ・平成7年2月規約の一部（第30条）を改訂し施行する。
- ・平成11年2月規約の一部（第8条、第22条、第27条）を改訂し施行する。
- ・平成23年3月規約の一部（第8条）を改訂し施行する。
- ・平成24年2月規約の一部（第25条、第28条、第30条）を改訂し施行する。
- ・平成27年2月規約の一部（第27条）を改訂し施行する。
- ・令和2年2月規約の一部（第30条）を改訂し施行する。
- ・令和5年5月規約の一部（第8条、第28条、第30条、附則）を改訂し施行する。

以上